

東光苑（介護予防）短期入所生活介護事業運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人 由愛会 が運営する東光苑短期入所生活介護事業所（以下「事業所」という。）において実施する（介護予防）短期入所生活介護事業（以下「事業」という。）は、要介護状態又は要支援状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能、生活機能の維持回復並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

（運営の方針）

第2条 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

- 2 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。
- 3 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないこととし、やむを得ず身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかつた理由を記録するものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 利用者が（介護予防）短期入所生活介護の利用後においても、利用前と同様のサービスを受けられるよう、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めるものとする。

（事業の運営）

第3条 （介護予防）短期入所生活介護の提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 東光苑短期入所生活介護事業所 東光苑介護予防短期入所生活介護事業所
- (2) 所在地 由利本荘市東由利藏字藏 83 番地

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者（施設長） 1名

管理者は、事業所業務を統括し、従業者の管理及び指導を行う。

(2) 医師 1名

医師は、利用者の診察及び保健衛生の管理指導を行う。

(3) 生活相談員 1名（特別養護老人ホームと兼務）

生活相談員は、利用者の入退所、生活相談及び援助の計画立案・実施に関する業務を行う。

(4) 看護職員

看護師・准看護師 常勤換算で3名以上配置

看護職員は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、看護及び介護業務を行う。

(5) 介護職員

看護職員と合わせて常勤換算で22名以上配置

介護職員は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、看護の補助及び介護業務を行う。

(6) 栄養士又は管理栄養士 1名（常勤 1名以上）

栄養士又は管理栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う。

(7) 機能訓練指導員 1名以上（特別養護老人ホーム看護師と兼務）

機能訓練指導員は、利用者の機能回復、機能維持に必要な訓練及び指導を行う。

(実施主体)

第6条 この事業の主体は、社会福祉法人由愛会とする。

(指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の利用定員)

第7条 事業所の定員は、1日15人とする。

((介護予防) 短期入所生活介護の内容)

第8条 (介護予防) 短期入所生活介護の内容は、次のとおりとする。

(1) 介護・・(食事介助、排泄介助、入浴介助（特浴・一般浴）、清拭、体位変換、衣類の着脱介助、整容、清潔、口腔衛生の管理)

(2) 食事・・(栄養管理、食事提供サービス)

(3) 機能訓練・・(機能訓練指導、歩行訓練、体操)

(4) 健康管理・・(嘱託医による観察、健康相談及び助言、主治医への連絡調整)

(5) その他のサービス提供・・(各種行事、趣味・創作活動、その他必要な相談、助言)

(6) 送迎・・(入退所時の送迎介助)

(利用料等)

第9条 (介護予防) 短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、(介護予防) 短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚生労働省告示第19号）によるものとする。

- 2 食事の提供に要する費用及び滞在費については、重要事項説明書（別紙）に記載の料金より支払を受けるものとする。
- 3 滞在費及び食費については、国が定める利用者負担段階（第1段階から第3段階まで）の軽減措置が適用された場合は、介護保険負担限度額認定証に示す金額を微収するものとする。
- 4 理美容代 実費
- 5 その他、日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適當と認められるもの（保険外）については実費にて徴収するものとする。
- 6 第2項及び第3項の費用について、介護保険法施行規則第83条の6〔第97の4〕の規定により、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者にあっては、当該認定証に記載されている負担限度額と第4項及び第5項に掲げる費用の額に基づいて実際に支払った額と比較して、どちらか低い方の額とする。なお、第3項について、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（厚生省告示第21号）により従来型個室の入所者が多床室に係る当該費用の額を算定する者にあっては、多床室の費用の額の支払いを受けるものとする。
- 7 前6項の利用料等の支払いを受けたときは、利用者又その家族に対して利用料と他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付するものとする。
- 8 (介護予防) 短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明を行い同意を得るものとする。
- 9 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に行うものとする。
- 10 法定代理受領サービスに該当しない(介護予防) 短期入所生活介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した(介護予防) 短期入所生活介護の内容、費用の額、その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者又は家族に対して交付するものとする。

(通常の送迎の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、由利本荘市の区域とする。

(衛生管理等)

第11条 (介護予防) 短期入所生活介護サービスの提供する施設、設備及び備品又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。

2 (介護予防) 短期入所生活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の措置を講ずるものとする。

- (1) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果を職員に周知徹底する。
- (2) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を年2回以上開催する。
- (4) 職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための訓練を年2回以上実施する。
- (5) (1)～(4)までに定めるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順（平成18年3月31日厚生労働省告示第268号）」に沿った対応を行う。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第12条 居室、共用施設、敷地その他の利用に当たっては、本来の用途に従って、妥当かつ適切に利用するものとする。

(緊急時等における対応方法)

第13条 (介護予防) 短期入所生活介護従業者は、(介護予防) 短期入所生活介護サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変その他必要な場合は、速やかに嘱託医又は主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、施設長に報告するものとする。

2 利用者に対する (介護予防) 短期入所生活介護サービスの提供により事故が発生した場合は、県、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 利用者に対する (介護予防) 短期入所生活介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第14条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

2 前項に定める訓練の実施にあたっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(個別援助計画書の作成等)

第15条 介護サービス計画に基づいて、利用者の心身機能の状態に応じた当該サービスの個別援助計画を作成し、利用者、家族に説明を行うものとする。

2 個別援助計画に記載されたサービスを実施し、継続的なサービスの管理、評価を行うものとする。

(サービスの提供記録の記載)

第16条 事業所は、介護サービスを提供した際には、介護保険法の定める規定により、利用者に代わって支払いを受け取る保険給付の額、その他必要な関係書類に記載し保存するものとする。

(苦情処理)

第17条 (介護予防) 短期入所生活介護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、提供した(介護予防)短期入所生活介護の提供に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した(介護予防)短期入所生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第18条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目

的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第19条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 一 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- 二 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 三 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年2回以上）実施すること。
- 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(身体拘束に関する事項)

第20条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

- 2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
 - 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を毎月開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
 - 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束の適正化のための研修を定期的に実施する。

(ハラスメント対策に関する事項)

第21条 施設は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境作りを目指すものとする。

- 2 利用者が職員に対して行う、暴言、暴力、嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止するものとする。

(事業継続計画に関する事)

第22条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練をそれぞれ年2回以上実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する留意事項)

- 第23条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとする。
- (1) 採用時研修 採用後1ヵ月以内
 - (2) 繼続研修 年1回以上
 - (3) 認知症介護基礎研修 介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について研修を実施するものとする。
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、採用時の承諾書(採用内示)の内容を尊守するものとする。
 - 4 事業所は、短期入所生活介護に関する記録を整備し、そのサービスを終了した日から最低5年間は保存するものとする。

附 則

この規定は、平成29年4月1日から施行する。
この規定は、令和2年4月1日から施行する。
この規定は、令和3年8月1日から施行する。
この規定は、令和4年7月1日から施行する。
この規定は、令和6年4月1日から施行する。